

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営の基本方針は、「お客様の真の満足と感動を戴ける製品の創造とサービスの提供を通して、豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念を実践し、持続的に企業価値を高めていくことにあり、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに存在意義を示し、お応えしていく会社になることを目指しております。

この経営方針を実現するために、「経営の効率化」、「経営の意思決定の迅速化」および「経営の公正性・透明性の確保」とあわせて「経営のチェック機能の充実」を重要課題としております。

また、経営の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報の提供を行う等幅広い情報開示にも努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	9,361,000	4.95
朝日生命保険相互会社	8,630,000	4.56
東京アキレス協和会	5,902,804	3.12
三井住友海上火災保険株式会社	5,640,000	2.98
足利アキレス協和会	5,123,165	2.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,403,448	2.33
みずほ信託銀行株式会社	4,318,000	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,102,000	2.17
大阪アキレス協和会	3,649,421	1.93
株式会社足利銀行	3,436,034	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役会と会計監査人との間で年3回の定期会合を開催しております。監査の開始にあたり会計監査人から「監査計画概要書」が監査役会に提出され、その説明がなされるとともに意見・情報の交換を行っております。また、第2四半期決算終了時および本決算終了時には、「監査報告会」を開催し、会計監査人より監査実施状況・監査実施結果等の説明を受けるとともに、会計上と内部統制上の諸問題について助言を得ております。なお、「監査報告会」には代表取締役も出席して、執行サイドへの助言事項については、すみやかに対応する体制をとっております。また、監査役は、内部監査部門である監査部より、定期的または適時、監査計画、監査実施状況等について説明を受けるとともに、意見・情報の交換を行っております。棚卸実施状況の監査等については、同行して実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
近野 博	公認会計士									○
岩本 昌子	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
近野 博	○	当社の独立役員であります。	公認会計士として高い見識を有し、専門的・独立的見地から経営に関する意見を述べ、社外の視点でのチェックという観点から、社外監査役として適任と認めました。 また、監査役に就任した平成19年6月28日以前より現在に至るまで当社と利害関係のない公認会計士事務所の公認会計士であり、上場管理等に関するガイドラインに示された不適格者には該当しないことから、独立役員として適任と認めました。
岩本 昌子		平成23年3月迄、当社顧問弁護士でありました。	弁護士として高い見識を有し、専門的・独立的見地から経営に関する意見を述べ、社外の視点でのチェックという観点から、社外監査役として適任と認めました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

経常利益、ROA、ROEを指標とした業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成23年3月期の取締役13名の報酬等の総額214百万円(社外取締役 該当なし)

(注)1.上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

2.上記取締役の報酬等の総額には、平成22年6月29日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名分を含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針は、総額については定時株主総会の決議により決定し、役員毎の報酬等の額は定時株主総会終了後の取締役会において決定しております。

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会決議において役員の報酬等の総額を取締役については年額350百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の給与及び賞与は含まないものとする)と定め、その枠内で業績連動型を基調とする報酬体系を採用しております。

その具体的基準は、職位毎に固定部分を設定した上で、経常利益率、総資本利益率、株主資本利益率等を指標としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は、常勤監査役が窓口となって、必要な情報を適時に伝達する体制をとっておりますが、必要に応じて適宜に役員秘書、内部監査部門、人事総務部門および経理部門等がサポートする体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会は、10名の取締役からなり、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議、決定を行うとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ・意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する重要な業務執行について審議、決定を行っております。
- ・業務執行については、それぞれの事業部門に取締役もしくは執行役員を配し責任と権限を与え、経営の役割を明確にし、経営の効率的な運用を図っております。社長以下全取締役、全執行役員および常勤監査役が出席する執行役員会を定期的及び必要に応じ適宜開催し、事業状況、利益計画の進捗状況など情報の共有化とともにコンプライアンス・危機管理の徹底を図り、経営判断に反映させております。

- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、2名の社外監査役を含む4名の監査役で構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い取締役会およびその他重要な会議への出席や稟議書等重要な書類の閲覧を通じ、また必要に応じ子会社を含め、事業所に赴くなど、取締役の職務執行について監査しております。
- ・内部監査部門(監査部)は、監査役との連携を図り、監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。
- ・会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを監査人を選任しており、監査を受けております。また、第2四半期決算終了時および本決算終了時には監査報告会を開催し、監査役会は会計監査人から監査実施状況、監査実施結果等の説明を受けるとともに、会計上と内部統制上の諸問題について助言を得ております。なお、平成23年3月期において監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員の中野真一氏、中原健氏であります。また、補助者の構成は、公認会計士3名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社においては、取締役会が業務執行状況を監督し、業務執行についてはそれぞれの事業部門に取締役もしくは執行役員を配し責任と権限を与え、経営の役割を明確にし、経営の効率的な運用を図っております。

また、2名の社外監査役(うち1名は独立役員)は、それぞれ取締役会に出席し、公認会計士、弁護士としての専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および内部統制システムに関わる助言や提言を行っており、社外の視点でのチェックという観点から、経営の監視機能の面において十分な体制を敷いております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年の株主総会招集通知は法定の4営業日前に発送しました。
その他	株主総会のビジュアル化を図り、株主に事業報告等の説明をより分かり易くお伝えする様にいたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	過去5カ年の業績主要指標推移、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、報告書、その他適時開示情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報部/IR事務責任者: 広報部長/IR事務連絡責任者: 人事総務本部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アキレスグループ「企業行動憲章」において、ステークホルダー(お客様、お取引先、株主、従業員、地域社会等)に対する基本原則を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会・環境保全への対応は、アキレス環境管理マニュアルを制定し「良き企業市民」として地域と密接な連携と協調を図っております。その活動については毎年「環境報告書」として広報しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	アキレスグループ「企業行動憲章」に企業、製品、サービスに関する情報を適時かつ公正に開示すると定め、ホームページに「会社情報」「製品情報」「事業紹介」を掲載し、適時に情報提供をすることとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 「取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は、「企業理念」の実践のために全ての役員（取締役および執行役員、以下同じ）および社員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として、「企業行動憲章」を制定し、さらに具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の役員は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を実践してまいります。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じ開催し、法令遵守状況の確認および監督指導を行っております。

コンプライアンス体制の強化のために設置しましたコンプライアンス本部は関連部門と連携し、研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により法令遵守体制の整備・指導を行っております。

コンプライアンス本部の下に監査部を設け、法令遵守状況を定期的および必要に応じ確認しております。

倫理・法令遵守上疑義のある行為について、相談および通報の適正な処理の仕組みとして、社外弁護士ルートを含めた内部通報制度「アキレスホットライン」を整備し、早期に社内での自浄作用が働く体制を図っております。

2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

当社は、経営と業務の可視化ならびに効率化を図るため、取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、文書および情報の運用、管理に関する規定を定め適切に管理するとともに、取締役および使用人が必要に応じ適宜閲覧できる体制を図っております。

3. 「損失の危険の管理に関する規定その他の体制」

当社は、経営に関する不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規定」に基づき、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

事業の推進に伴う個々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、安全衛生、製品安全・品質管理、輸出管理、財務報告の信頼性等）については、各々のリスク管理担当部門が規定・基準・ガイドライン等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じて各部門のリスク管理状況について把握、評価をし、指導・助言を行っております。

各部門を担当する役員は、自部門におけるリスクについて把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図るようにしております。

4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議、決定を行うとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する重要な業務執行について審議、決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、各部門に取締役もしくは執行役員を配し、責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

中期経営計画を策定し、計画的かつ効率的に事業を運営するために年度毎に予算を設定し、目標達成のため取締役、各事業部門長より構成する実績報告会を定期的開催し、目標の進捗状況の管理を行っております。

5. 「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社は、グループとして共通の「企業理念」に基づき、子会社と一体になった事業運営を行っており、当社の担当する取締役もしくは執行役員が、子会社の取締役となり子会社の運営を適正に行うとともに、原則として国内子会社については機動的な機関設計を行っております。

子会社の管理に関しては、子会社管理規定に定めた、裁決・報告制度により経営管理を行っており、必要に応じてモニタリングを行っております。

当社グループの、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するためのシステムおよび継続的にモニタリングするために必要な体制の整備・運用を行っております。

6. 「監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

監査役が必要と認めるときは、取締役から独立した臨時スタッフを置くものとし、指揮・命令・評価に関する権限は取締役から監査役に移すこととしております。

7. 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役は、取締役会の他必要に応じて執行役員会・経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取することができる体制としております。

法定事項の他に、当社グループ内の重要な事項に関して取締役が決定した内容、職務の執行に関する重大なコンプライアンス違反の事実、および当社グループに損害を及ぼす重大な訴訟等の発生について、遅滞無く監査役に報告するものとしております。

内部監査の結果、内部通報制度の活用状況、海外子会社のモニタリング結果については定期的または適時報告いたしております。

代表取締役と監査役会は定期的な意見交換会を行っており、また内部監査部門は監査役との連携を図り、監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。

監査役会は、会計監査人から監査計画、監査執行状況、監査結果等について説明を受けるとともに、情報交換を行い相互の連携を図っております。

企業統治の強化の観点より、上記決定いたしました「内部統制システムの基本方針」に基づいた具体的な事項について整備・運用を推進するとともに、適宜見直しを実施するために、内部統制推進部門を設けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「企業行動憲章」に、つぎのとおり基本的な考え方を示しております。

- ・市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは断固として対決いたします。

また、役員・社員が遵守すべき「行動規範」に具体的な行動の基準として「反社会的勢力・団体からの脅迫・強要等の不正な要求が起きた場合は、組織的に対応し、警察・法律家など専門家の助言の下、毅然とした態度で臨む。」と定め、対応部署を決めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会で承認され導入された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「旧プラン」という。)について、導入後の状況、法令等の改正等を踏まえ、旧プランの更新の是非を含めその在り方について検討した結果、平成23年4月27日開催の取締役会において、旧プランを一部改定の上で更新することを決定いたしました(以下、改定後のプランを「本プラン」という。)

本プランは、平成23年6月29日に開催された定時株主総会において承認されました。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案する為の十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、多数の投資家の皆様の中・長期的に当社に投資を継続していただく為に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施しております。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値(製品、サービス、情報)の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼にお応えしていく会社になることを目指しております。

この目標実現のために、会社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

ア. 事業体質の強化

- 1) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- 2) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- 3) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- 4) 品質保証システムの改革

イ. 研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

ウ. グローバル展開の加速

エ. 人材開発の継続とグローバル人材の育成

オ. CSR(企業の社会的責任)に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・成膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してまいりました。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材(建材用断熱材)、電子材料(太陽電池関連フィルム等)への製品化に展開しております。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献しております。

当社グループは、企業理念として「社会との共生」=「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に務め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

3. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えております。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」という。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを一部改定の上、本プランとして更新いたしました。

4. 本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりであります。

ア. 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象といたします。

イ. 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置いたします。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

ウ. 当社取締役会は、大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求めます。

エ. 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定いたします。

オ. 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をいたします。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催いたします。

- カ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合があります。
- キ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記カ. の対抗措置の発動を決定することができるものいたしました。
- ク. 本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。
- ケ. 本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することができます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

